

射水市ペーパーレス会議システム運用業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

射水市では、タブレット端末等を利用するネットワーク環境が異なる市議会と市当局が共に利用できるクラウド方式のペーパーレス会議システムを導入することとしている。本市にとって最適なペーパーレス会議システムをクラウド方式で提供する事業者（以下「クラウド事業者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施する。

本要領は、「射水市ペーパーレス会議システム運用業務」に関する提案の募集について、参加者が企画提案を行うために必要な手続きを定めるものである。

2 本業務の概要

（１）業務の名称

射水市ペーパーレス会議システム運用業務

（２）業務の目的

本業務は、会議資料等を電子ファイルにより保存・管理することで、会議開催における大量の紙資料の作成に係る手間や経費を削減し、また、システム特有の機能により効率的な会議運営を実現することを目指す。

このために必要な、文書を保存するクラウドサーバ及び保存した文書を市が所有するタブレット型端末等で管理・閲覧する機能を一体的に備えたペーパーレス会議システム（以下「会議システム」という。）の導入と運用を行う。

（３）業務の内容

クラウドサービスによるシステムの導入（初期設定及び各種設定等）

利用者（市議会議員及び職員等）に対するシステムの操作研修

システムの運用に関する助言及び指導

システム操作マニュアルの作成及び提供

その他目的達成に必要な業務

なお、詳細は、別紙１「射水市ペーパーレス会議システム運用業務仕様書」のとおりとする。

（４）契約期間

契約締結日から令和２年３月３１日（火）まで

契約締結から令和元年８月３１日までは、同年９月１日の運用開始に向けての準備期間とする。

システム稼働後のサービス利用は、年度毎に運用業務の契約を締結し、令和５年８月３１日までを予定しているが確約するものではない。

3 見積上限額

(1) システム導入費用及び契約期間内の月額利用料の合計

925,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

システム導入費用 初期設定費用及び研修に要する費用

(2) 月額利用料

85,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

月額利用料 クラウドサービス利用料及びストレージ利用料

(3) 上記(1)(2)に規定する見積上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものである。ただし、提案に係る見積価額は、上記いずれの金額も超えてはならない。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当していないこと。

(2) 本プロポーザルへの参加を希望する書類(以下「参加表明書」という。)の提出日において、射水市競争入札参加資格名簿の業種区分「委託」に登載されていること。なお、射水市競争入札参加資格名簿に登載されていない者が参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請書を参加表明書提出時まで、下記へ提出すること。

申請書類は、射水市のホームページよりダウンロードしてください。

(URL: <http://www.city.imizu.toyama.jp/info/svCtgInfo.aspx?ctgcd=0401>)

提出先

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

射水市財務管理部 管財契約課 契約係

TEL:(0766)51-6617

(3) 参加表明書の提出日から選定結果の通知の日までの間において、射水市入札参加資格停止要領(平成18年告示第174号)に基づく資格停止期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

5 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項目	期間等	備考
公募開始	令和元年7月5日(金)	市HPで周知
質問書提出期限	令和元年7月10日(水) 午後5時まで	電子メール
質問書回答期限	令和元年7月12日(金)	市HPで公表
参加表明書提出期限	令和元年7月16日(火) 午後5時まで(必着)	持参又は郵送(郵送の場合当日必着)
企画提案書・見積書の提出期限	令和元年7月19日(金) 午後5時まで	持参又は郵送(郵送の場合当日必着)
プレゼンテーション及び質疑応答	令和元年7月31日(水) 午後1時30分から	プレゼンテーション20分 質疑応答10分
受託候補者決定通知	令和元年8月2日(金)	書面で提案事業者に通知(市HPで公表)
契約手続	令和元年8月上旬(予定)	

6 参加表明書の提出

「4 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する事業者は、別紙1「射水市ペーパーレス会議システム運用業務仕様書」を確認のうえ、下記により提出書類を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和元年7月16日(火)午後5時までの必着とする。

(2) 提出方法

電子メールに下記(4)の提出書類を添付し、提出すること。

(3) 提出先

射水市財務管理部 総務課 ペーパーレス会議システム担当

メールアドレス：soumu@city.imizu.lg.jp

(4) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	参加表明書	【様式1】代表者印の押印不要
イ	会社概要	【様式2】
ウ	導入実績調書	【様式3】
エ	提案システムの概要	カタログ程度のもので可

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、随時、参加表明書を受け付けた電子メールアドレス宛に参加資格確認結果をメールで通知する。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書【様式 4】

(2) 提出期間

令和元年 7 月 5 日（金）から令和元年 7 月 1 0 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出方法

質問箇所及び内容を分かりやすく簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電子メールを送信後、必ず電話にて受信確認すること。

持参、口頭又は F A X による質問は受け付けない。

(4) 提出先

射水市財務管理部 総務課 ペーパーレス会議システム担当

メールアドレス：soumu@city.imizu.lg.jp

(5) 回答方法及び回答内容の取扱い

質問に対する回答は、令和元年 7 月 1 2 日（金）を目途に、ホームページで公表する。この回答内容は、仕様書等の追加又は修正とみなす。なお、質問内容によっては回答しない場合がある。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和元年 7 月 1 9 日（金）午後 5 時までに必着とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

(3) 提出先

射水市財務管理部 総務課 ペーパーレス会議システム担当

〒 9 3 9 - 0 2 9 4 富山県射水市新開発 4 1 0 番地 1

(4) 提出部数

正本 1 部（代表者印押印のもの）

副本 8 部（正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）

(5) 提出書類

別紙3「企画提案書等作成要領」に基づき作成し、次に示すアからウの順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。なお、提出書類の正本には、電子ファイル（ファイル形式はPDF、Excel、PowerPoint等）を保存したメディア（CD-R等）を添付すること。

	名称	様式及び添付書類等
ア	企画提案書	【任意様式】
イ	機能要件確認表	【任意様式】 ・別紙2「機能要件一覧（兼）確認表」の対応区分及び備考欄に必要事項を記入し、作成すること。
ウ	見積書	【任意様式】

(6) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。
- イ 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。
- ウ 提出された関係書類は、他事業者には提供しない。
- エ 関係書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は資料の追加提出を求める場合がある。

9 審査方法及び選定審査基準

(1) 審査方法

選定に当たっては、市職員で構成する「会議システムクラウド事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙の「事業者選定基準」に基づき全ての提案者の審査を行い、第1受託候補者及び第2受託候補者を選定する。

ア 日時・会場

令和元年7月31日（水）射水市役所 301会議室
（順序は、参加に係る必要書類の提出順とする。）

イ 所要時間

準備	5分
企画提案プレゼンテーション	40分
企画提案質疑応答	20分
片付け	5分

ウ 内容

企画提案プレゼンテーションは、パワーポイントを使用した企画提案書の説明とタブレット等の実機操作による機能確認を行うものとする。なお、追加資料の提出は、質疑応答の説明に必要でない限り認めないので留意すること。

エ 参加人数

原則として4人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者は、必ず出席すること。

オ 使用機器

プレゼンテーションに必要と思われるプロジェクター及びスクリーンは、市が会場に用意するが、パソコン等の機器は提案者が持参のこと。

カ その他

審査は非公開とする。

審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

総得点が第1位又は第2位であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1受託候補者又は第2受託候補者に選定しないことがある。

(2) 選定審査基準

別紙4「事業者選定基準」のとおり

10 事業者の選定

(1) 受託候補者との協議

第1受託候補者は、市と仕様及び価格等の細目について協議するものとする。この場合に、市は必要に応じて第1受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、第1受託候補者と協議が整わない場合は、市は、第2受託候補者と協議を行うものとする。

また、提案者が1事業者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議を行う。

(2) 選定結果

第1受託候補者に選定した者にはその旨を、第2受託候補者に選定した者にはその旨と第1受託候補者に選定されなかった理由を、その他の者には選定されなかった旨とその理由を、電子メール及び文書にて通知する。また、審査結果を射水市公式ホームページに掲載する。その際、第1受託候補者及び第2受託候補者については、その名称まで掲載する。

1 1 契約及び支払方法

受託候補者と協議が成立した後、市は、受託候補者とクラウド事業者として随意契約を締結する。なお、市は会議システムの運用開始を確認した後、月額使用料を毎月支払うものとし、初期設定等の導入業務については、会議システムの運用開始後、事業者を支払うこととする。

1 2 失格となる提案者

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本業務に対する助言を求めた場合
- (5) 本要領「3 見積上限額」を超えた場合

1 3 本プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

1 4 辞退届の提出

参加表明書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届【様式5】を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
辞退届【様式5】
- (2) 提出期限
令和元年7月19日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法
持参すること。なお、提出は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 提出先
射水市財務管理部 総務課 情報管理係
〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

1 5 その他留意事項

- (1) 本業務における企画提案書の作成、応募、ヒアリング、本プロポーザル等に係る経費は、全て提案者の負担とする。

- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提出後の提出書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとするが、採用した提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。ただし、市は、本プロポーザルの報告、公表のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類については、辞退届が提出された場合以外は返却しない。
- (5) 市は、提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、射水市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。